許可番号 第　　号

宝塚市立公民館利用許可申請書

（あて先） 宝塚市立公民館　指定管理者　アクティオ株式会社　　年　月　日

グループ・団体名	グループ番号	グループ名
	5 0	

代表者　住 所 〒　－

氏 名

申請者　住 所 〒　－

氏 名　（TEL）

当日責任者　氏 名　（TEL）

宝塚市立公民館の利用について、次のとおり利用許可申請します。

利用希望の施設		□ 中央公民館　□ 東公民館　□ 西公民館	
利用希望日		年　月　日（　）	
利用希望の室名・区分		□ 午前　（9:00～12:00） □ 午後１（13:00～15:00） □ 午後２（15:15～17:15） □ 夜間　（18:00～21:00）	
利用目的			
予定人数		人（グループ員　人・　一般　人）	
利用希望の特殊器具・学習器具			
一般市民対象の催し等の場合	案内表示	（13字以内）	
	テーマ	開場　時　分 開演　時　分 終演　時　分	
	講　師		
	参加費等	徴収額　円／1人当たり	徴収名目

			（予 備）	
	貸 出	返 却	貸 出	返 却
部屋の鍵				
学習器具				

上記のとおり許可します。（利用料・利用条件は別紙）

館長			処 理	受 付

◆ 特殊器具・学習器具

特殊器具や学習器具を利用する場合は、あらかじめ公民館職員と利用方法その他必要なことがらについて打合せを行ってください。特別の設備や機材を持ち込む場合は、事前に公民館の承認が必要となります。

申請書記載の特殊器具や学習器具が、やむをえず貸し出しできなくなった場合は、すみやかに利用者（グループ・団体）へ連絡いたします。あらかじめご了承ください。

◆ 当日責任者

公民館を利用するときは、必ず責任者を置いてください。利用について公民館から利用者（グループ・団体）への連絡は、当日責任者を通じて行います。

受　付

確認書

本団体は公民館を利用するにあたり、社会教育法(※)の趣旨を遵守し、下記の事項を行わないことを確認しました。

記

1　主に営利を目的とした活動

2　特定政党の候補者支持又は勧誘活動

3　特定の宗教・教団等による布教又は勧誘活動

4　他の利用者への迷惑行為等、公民館の運営を妨げる行為

(※)社会教育法

第二十条　公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二十三条　公民館は、次の行為を行つてはならない。

一　もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

二　特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2　市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

年　　月　　日

グループ・団体名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿